

令和3年1月9日

各チーム代表者各位

市原市サッカー協会第4種委員会  
委員長 石井 昭夫

### 緊急事態宣言発出における活動について

一都三県に緊急事態宣言が発出されたことに伴い、第4種委員会としての対応はスポーツ協会と教育委員会からの通知等を踏まえた下記の通りと致しますのでご了承ください。

#### 記

1. 緊急事態宣言が発出された下ではチーム活動は原則として自粛することを要望します。但し、選手のコンディション維持等のため活動する場合は以下に示すように、感染症対策は万全を期した上で実施すること。
2. 期間は1月9日（土）～2月7日（日）までとすること。  
（※緊急事態宣言が延長された場合は継続します）

感染症対策を一層実施することで宣言が解除され、通常の活動に一日でも早く戻れるよう皆様のご理解とご協力をお願い致します。

#### 【 関係する事項 】

- ・ 対外試合、交流試合を行わない。
- ・ 身体接触や人と人が接近するような感染リスクの高い活動は避ける。
- ・ 個人練習を中心に基礎体力の向上、個人のスキルアップを目的とした活動とする。
- ・ 練習時間を通常活動より短縮する。
- ・ 選手の参加については保護者の理解を得ること。

#### 【その他】

- ・ 当委員会発行の「新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について」（第2版）は継続して適用します。万一チームに感染者が発生した場合等については引き続き当該通知の内容が適用されます。
- ・ 市協会主催の大会行事について
  - ・ リトバルスキー杯争奪少年サッカー大会は抽選会場の利用が出来ないため1/23（土）の抽選会は延期とします。大会日程を含めて現在調整中です。
  - ・ 市長杯争奪少年サッカー大会についても、日程を調整中です。なお、詳細については決まり次第、競技部より連絡します。  
※3月に予定していたサッカーフェスティバルは中止となりました。
- ・ 上記の内容は今後関係機関等の要請等によって変更が生じる場合もありますのでご了承ください。

問い合わせ先

市原市サッカー協会第4種委員会 事務局 菅原 孝弘

(TEL) 090-5788-3049 (E-Mail) tak-1124dn2@docomo.ne.jp